

奈井江町

地域福祉計画・地域福祉実践計画

第 2 期

令和 8 年度 ～ 令和 1 1 年度

令和 8 年 3 月

奈 井 江 町

奈井江町社会福祉協議会

目 次

第1章	基本的な考え方	
1	計画策定の背景	1
2	地域福祉計画とは	1
3	地域福祉実践計画とは	1
4	地域福祉計画、地域福祉実践計画の一体的な策定	1
5	計画の位置付け	2
6	計画作成の時期、期間及び見直し時期	3
第2章	地域を取り巻く状況	4
1	人口、世帯、出生の状況	4
2	生活保護受給者の状況	5
3	障がい者手帳所持者の状況	6
4	介護認定者の状況	7
5	老人クラブの状況	7
第3章	第1期地域福祉計画・地域福祉実践計画の取り組み評価	8
第4章	地域福祉計画の基本理念と基本目標	
1	基本理念	10
2	基本目標	10
3	取り組みの体系図	11
第5章	基本目標と施策の展開	
1	基本目標 ①	12
(1)	福祉教育の推進	12
(2)	福祉を担う人材の育成	13
2	基本目標 ②	14
(1)	住民参加・交流の場の充実	14
(2)	子ども・子育て支援の充実	15
(3)	生活支援サービス・見守り体制の推進	16
(4)	生活困窮・就労支援体制の整備	17
3	基本目標 ③	18
(1)	交通・生活環境の確保	18
(2)	相談・支援体制の充実	19
(3)	権利擁護体制の推進	20

(4) 健康・介護予防の推進	21
(5) 災害時の避難支援体制の推進	22
第6章 成年後見制度利用促進基本計画	23
1 計画策定の背景と位置付け	23
2 成年後見制度の種類	23
3 成年後見制度の利用方法	23
4 全国的な傾向	23
5 奈井江町の現状	24
(1) 高齢者や障がい者の状況	24
(2) 成年後見制度の利用状況	24
(3) 日常生活自立支援事業の利用状況	24
(4) 市民後見人養成講座	24
6 基本理念	25
7 基本目標と施策の展開	25
第7章 再犯防止推進計画	27
1 計画策定の背景と位置づけ	27
2 犯罪の状況等	27
3 基本理念	28
4 基本目標と施策の展開	28
第8章 計画の推進体制	30
1 計画の周知・啓発	30
2 計画の点検・評価	30
3 地域福祉推進に向けての役割分担	30
(1) 行政の役割	30
(2) 地域住民、地域活動団体（ボランティア団体等）の役割	30
(3) 社会福祉事業者等に期待される役割	30
(4) 民生委員・児童委員の役割	31
(5) 社会福祉協議会の役割	31
資料編	
○ 第1期地域福祉計画・地域福祉実践計画の取り組み評価	32
○ 地域福祉計画・地域福祉実践計画における社会福祉協議会の事業	33
○ 奈井江町地域福祉計画等策定委員会設置要綱	38
○ 地域福祉計画等策定委員会開催状況	39

第1章 基本的な考え方

1 計画策定の背景

近年、我が国は社会環境の変化に伴い、様々な問題が生じており、私たちが生活する地域社会においても、かつての地域とのつながりが希薄化するなど大きく変容しています。また、ライフスタイルの変化により、住民一人ひとりが抱える課題は多様化しており、社会福祉の目的も大きく変化しています。

そのため、福祉行政の役割は極めて重要になっており、加えて地域住民の自主的な助け合いの必要性も大きくなっています。地域で安心して生活するためには、保健、医療、福祉の連携による総合的なサービスに加え、地域住民の支え合い、助け合いが活発に展開されていくことが重要であり、町民の誰もが住み慣れた地域で、安心して自立した生活が送れるよう、地域全体で支え合える仕組みをつくる必要があります。今後も多様化、複雑化していく生活課題に対して、行政、関係機関、地域住民が一体となって対応するため、「奈井江町地域福祉計画・地域福祉実践計画」（以下「本計画」という。）を策定し、地域福祉の施策に関する基本的な方向性を示すこととします。

「地域福祉の推進」を掲げる社会福祉法では、地域福祉を推進するための方策として、市町村による「地域福祉計画」の策定を求めています。

2 地域福祉計画とは

「地域福祉計画」は、社会福祉法第107条の規定に基づき、「地域の支え合いによる福祉（地域福祉）」を推進するため、地域の様々な福祉の課題を明らかにし、その解決に向けた取り組みを進め、「ともに生きる地域社会づくり」を目指すための「理念」と「仕組み」をつくる計画です。

3 地域福祉実践計画とは

「地域福祉実践計画」は、地域住民やボランティア団体、福祉や介護の事業者等の民間団体が相互に協力して、地域福祉を推進していくことを目的とする行動計画です。社会福祉法第109条の規定で地域福祉の推進役として位置づけられている社会福祉協議会が中心となって、地域福祉計画との整合性を図りながら策定するものです。

4 地域福祉計画、地域福祉実践計画の一体的な策定

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続ける地域社会を構築するには、町民一人ひとりが共に手を取り合い、福祉活動の担い手として、地域の様々な活動に自主的に参加する体制をつくり上げる必要があります。

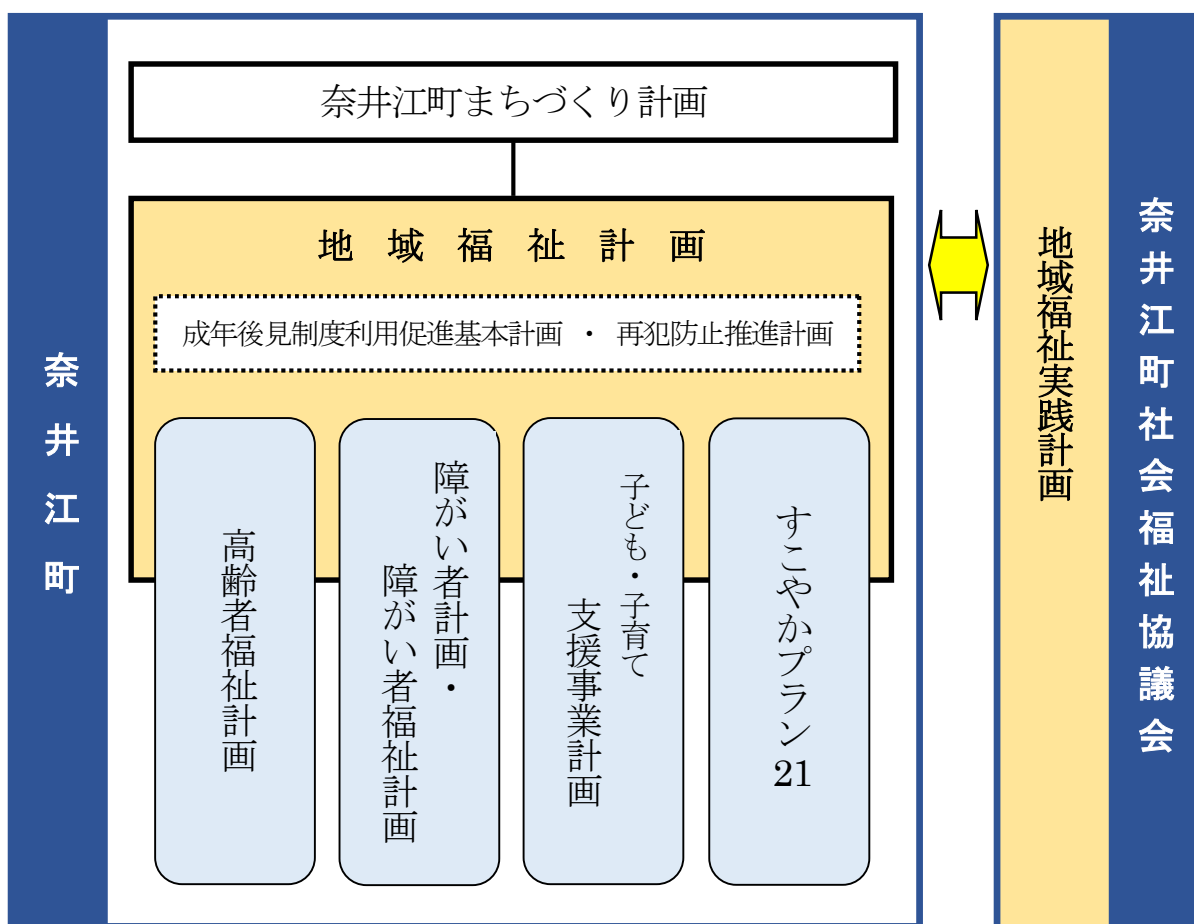
そこで、奈井江町と奈井江町社会福祉協議会では、地域の課題を共有し、お互いに連携を図りながら解決するため、「地域福祉計画」と「地域福祉実践計画」を一体的に策定することとします。

両計画は、奈井江町と奈井江町社会福祉協議会が協働し、地域の現状や課題、地域福祉推進の理念等を共有しながら本町の地域福祉を推進するものです。

5 計画の位置付け

本計画は、高齢者福祉分野の「奈井江町高齢者福祉計画」、障がい福祉分野の「奈井江町障がい者福祉計画」、児童福祉分野の「奈井江町子ども・子育て支援事業計画」及び保健分野の「奈井江すこやかプラン21」などの上位計画として位置づけられます。また、本町の最上位計画である「奈井江町まちづくり計画」の内容を踏まえ、整合性を図りながら策定します。

なお、本計画は、奈井江町社会福祉協議会の取り組みについて定める「地域福祉実践計画」の位置づけとしても策定するとともに、成年後見制度の利用と促進に関する法律第14条に基づく奈井江町成年後見制度利用促進基本計画、再犯の防止等の推進に関する法律第8条に定める地方再犯防止推進計画を合わせて策定することとします。



6 計画作成の時期、期間及び見直し時期

本計画は、本町の福祉に関する体制及び基盤整備に向けた取り組みを含むものであり、第1期を3年、第2期を4年、第3期以降を5年とし、第3期以降は、まちづくり計画と合わせて見直しを図っていくこととします。

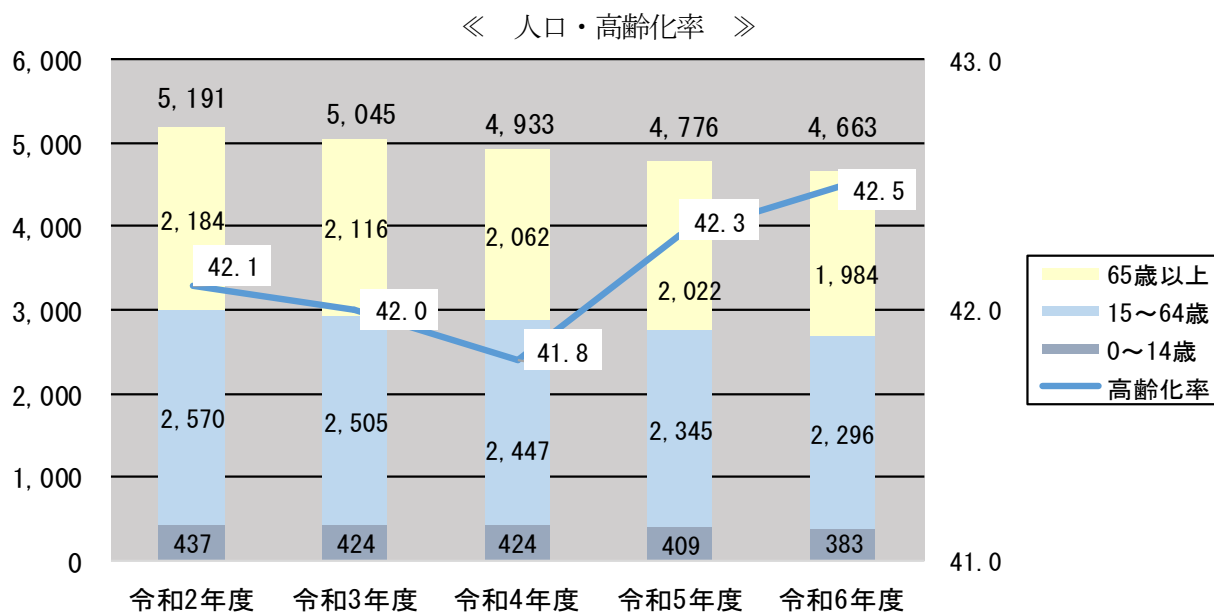
R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12
	まちづくり計画					
	地域福祉計画					
高齢者福祉計画						
障がい者福祉計画						
	子ども・子育て支援事業計画					
	すこやかプラン 21					

第2章 地域を取り巻く状況

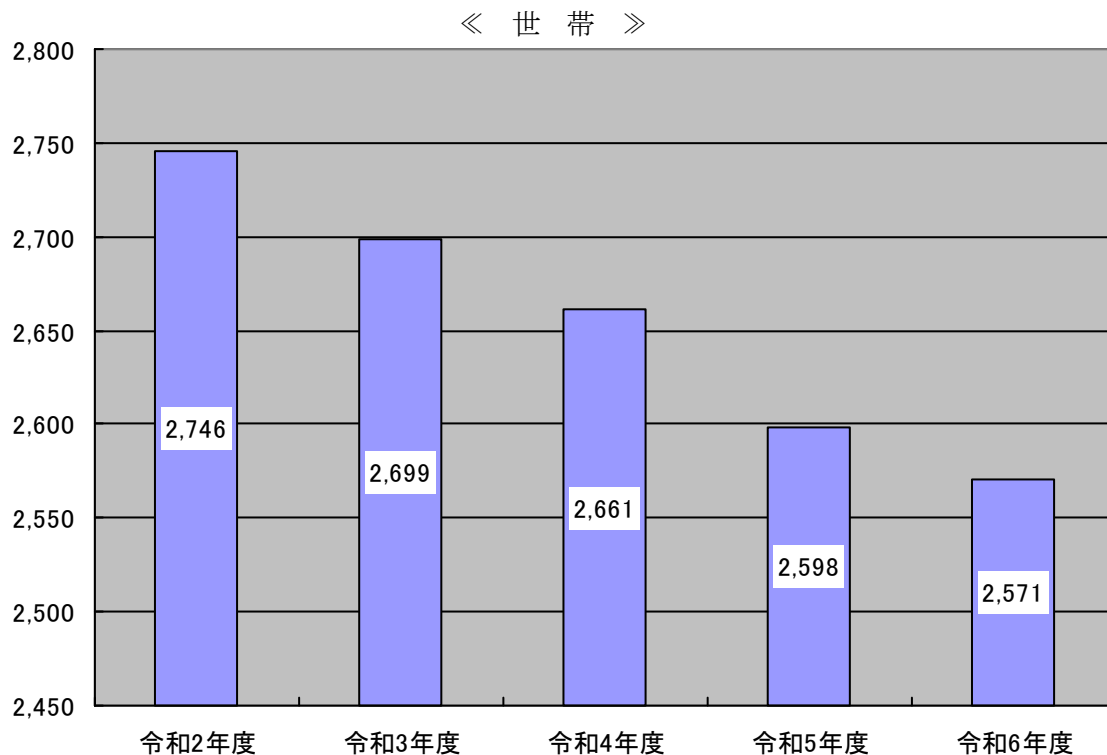
1 人口、世帯、出生の状況

人口、世帯数ともに減少傾向にあります。65歳以上の人口は、以前は増加傾向にありましたが、近年は微減となっています。

出生数は、令和6年度は13人と少なくなっています。

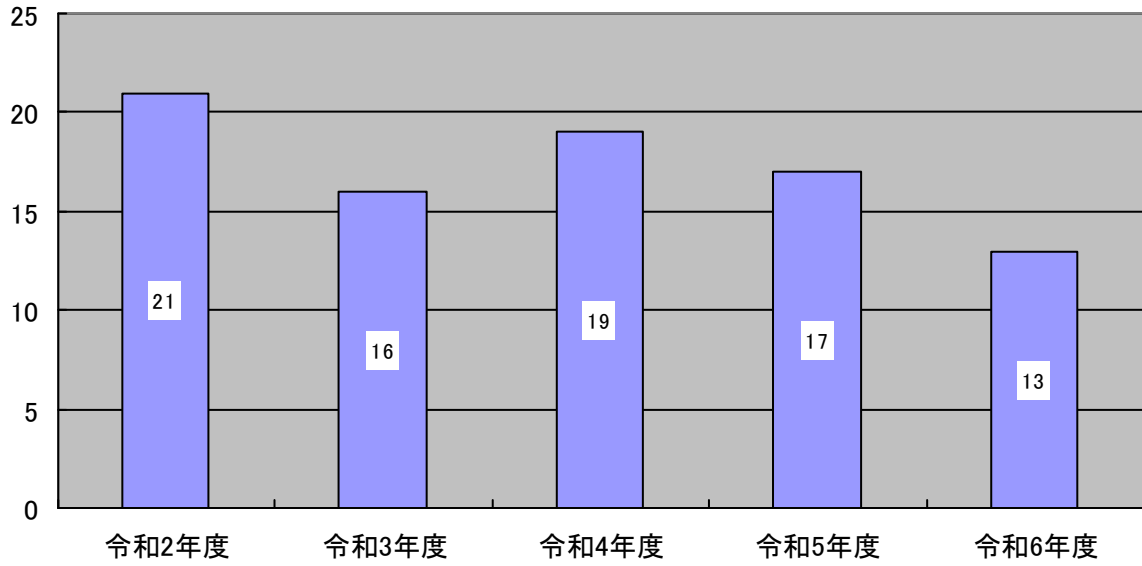


※各年度末



※各年度末

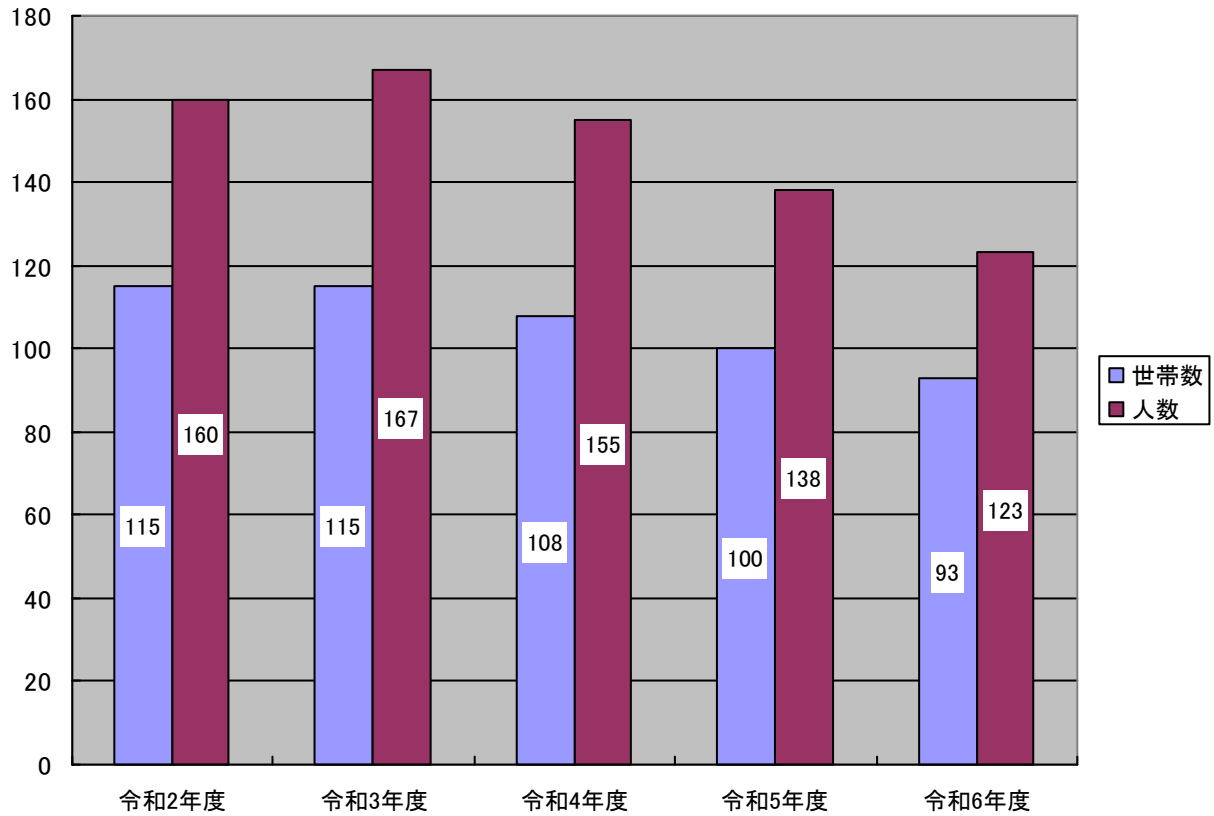
《 出生 》



※各年度末

2 生活保護受給者の状況

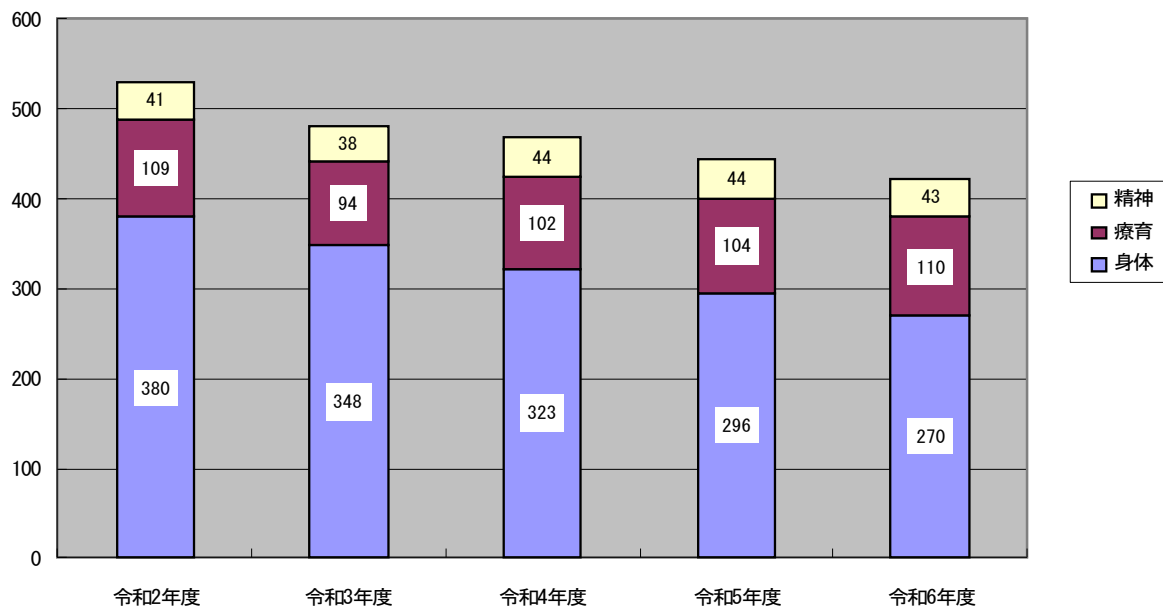
世帯数、人数ともに減少傾向にあります。物価高騰等による影響を受け、今後、生活困窮者が増加することが懸念されます。



※各年度末

3 障がい者手帳所持者の状況

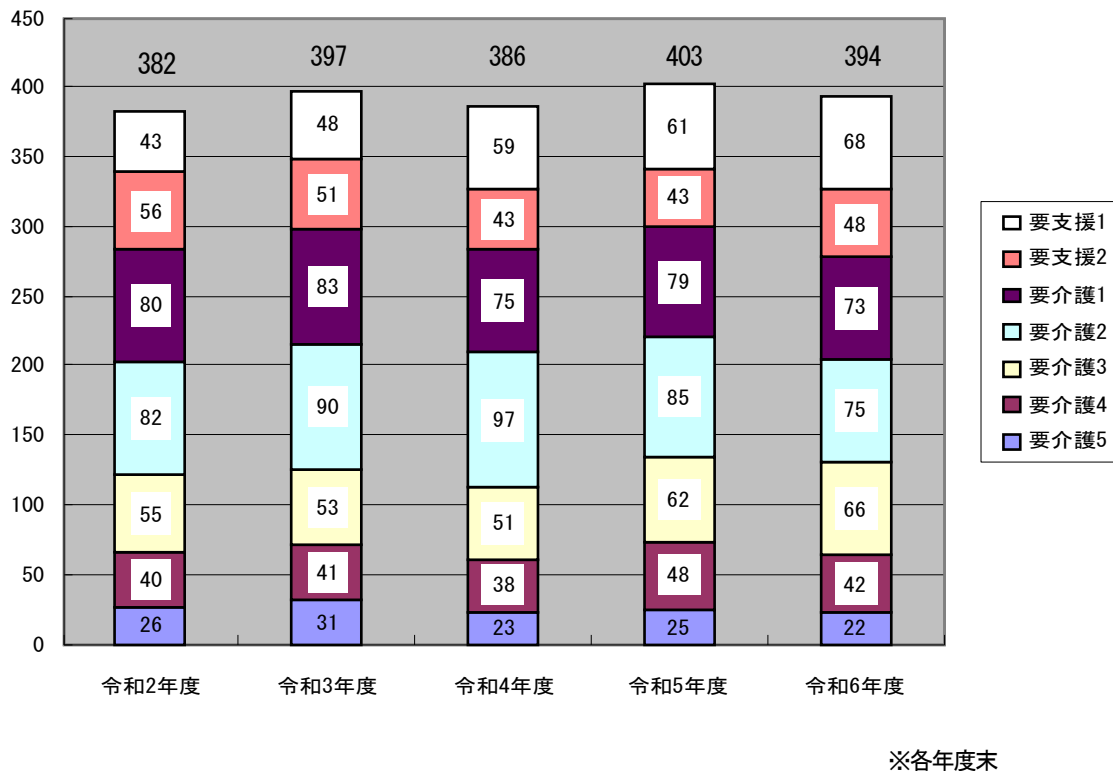
障がい者手帳（身体・療育・精神）の所持者数は、大きな増減なく推移しています。



※各年度末

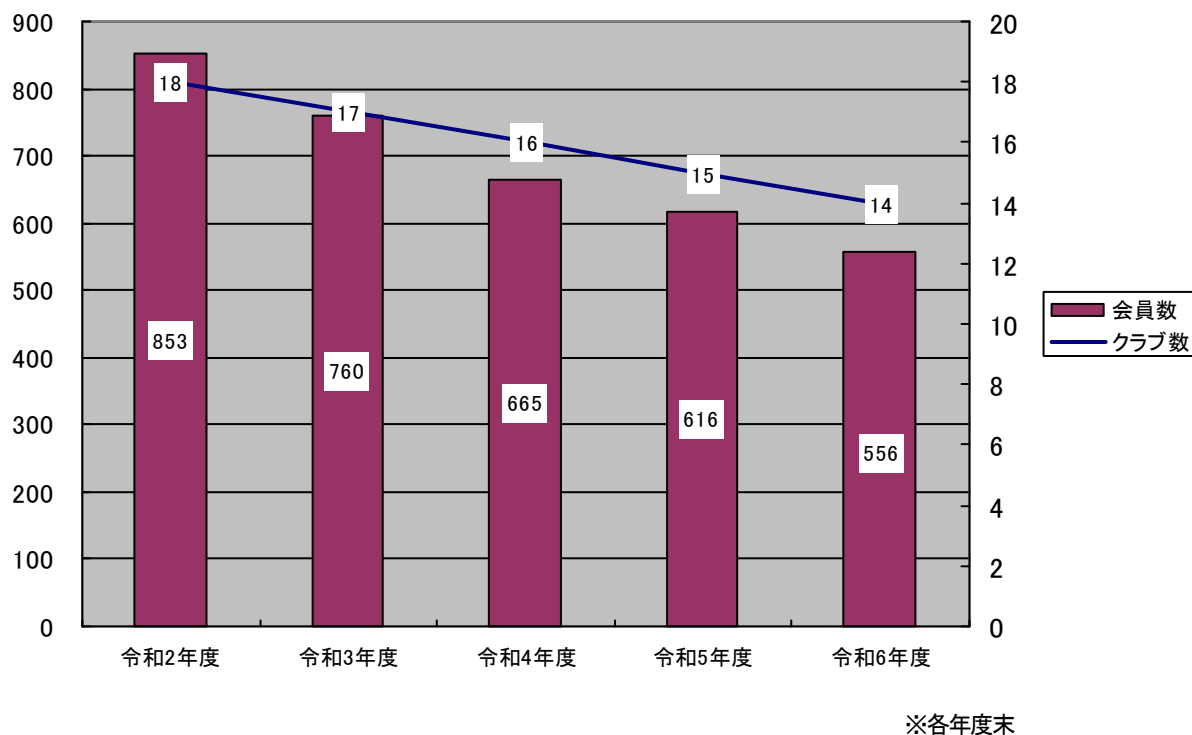
4 介護認定者の状況

高齢者数が徐々に減少しているなか、認定者数は400人前後で推移しています。



5 老人クラブの状況

会員数、老人クラブ数ともに減少傾向にあります。役員の担い手確保や新規会員の加入が課題となっています。



第3章 第1期地域福祉計画・地域福祉実践計画の取り組み評価

第1期地域福祉計画・地域福祉実践計画では、「いくつになっても住み慣れた地域で、誰もが安心して暮らせるまちづくり」を基本理念に、3つの基本目標を掲げながら具体的な取り組みを進めてきました。

令和5年度から令和7年度までの評価は次のとおりです。

第1期地域福祉計画・地域福祉実践計画評価

基本理念			総合評価
いくつになっても住み慣れた地域で、誰もが安心して暮らせるまちづくり			69/102
基本目標	取り組み	具体的な内容	施策評価
みんなで未来につなげる人づくり	福祉教育の推進	住民の理解の促進	2
		広報活動の推進	2
	福祉を担う人材の育成	ボランティアの担い手の育成・拡充	2
		福祉団体の人材育成	2
		民生委員の活動支援	3
介護人材の確保	1		
みんなが参加し利用できる仕組みづくり	住民参加・交流の場の充実	地域への支援	2
		社会参加の支援	2
	子ども・子育て支援の充実	子育て世代包括支援センターの運営	2
		地域における子育て支援	2
		要保護児童等への取り組みの推進	3
	生活支援サービス・見守り体制の推進	早期発見・早期対応	2
		地域の見守り体制の推進	2
		生活支援サービスの充実	2
	生活困窮・就労支援体制の整備	障がいがある方への就労支援	2
		ひきこもりの方への支援	1
		生活困窮者への支援	2
		関係機関との連携	3

基本目標	取り組み	具体的な内容	施策評価
みんなが心豊かで 住みよい地域 づくり	交通・生活環境の 確保	地域公共交通の運行	2
		交通費の助成	3
		バリアフリー化の推進	2
		除雪支援の継続	2
	相談・支援体制の 充実	相談窓口の体制整備	3
		身近な相談機関への支援	3
	権利擁護体制の 推進	権利擁護の利用促進	1
		虐待防止に向けた取り組み強化	2
	健康・介護予防の 推進	生活習慣病の発症予防及び重症化予防	2
		健康づくり施策の充実	3
		感染予防対策の推進	2
		介護予防・認知症予防の推進	2
	災害時の避難支 援体制の推進	防災意識の高揚	2
		避難行動要支援者の避難支援体制の充 実	1
		避難活動の推進	1
		災害ボランティアセンターの整備	1

.....
 0 できていない 1 あまりできていない 2 概ねできている 3 できている

第4章 地域福祉計画の基本理念と基本目標

1 基本理念

本計画は、社会福祉協議会が策定する地域福祉実践計画と連動し、すべての町民が、健康で安心して安全に生活できる地域社会を築くことができるまちづくりを目指し、次のとおり基本理念を定めます。

いくつになっても住み慣れた地域で、誰もが安心して暮らせるまちづくり

2 基本目標

基本目標 ① みんなで未来につなげる人づくり

地域福祉を推進するうえで、多くの町民に福祉の認識が広がり、幅広い世代の方が主体的に活動するなど、未来につながる人材育成が必要です。

福祉に関する情報提供や学習の機会を通して意識の浸透を図るとともに、人材確保の支援やボランティアの育成等に取り組みます。

基本目標 ② みんなが参加し利用できる仕組みづくり

高齢者や障がいのある方が自立した生活を送るためには、地域における見守りや声かけが必要になります。

町民や行政、関係機関等が地域福祉に関するネットワークを構築し、連携を図りながら、みんなが参加し利用できる仕組みづくりを推進します。

基本目標 ③ みんなが心豊かで住みよい地域づくり

みんなが心豊かで住みよい地域を実現するためには、町民同士が支え合う仕組みを再構築することが必要です。

町民、行政、関係機関が一体となって、保健福祉サービスの推進や総合相談、権利擁護事業等の整備に取り組み、支え合いの地域づくりを目指します。

3 取り組みの体系図

基本理念

基本目標と施策の展開

いくつになっても住み慣れた地域で、誰もが安心して暮らせるまちづくり

基本目標 ①

みんなで未来につなげる人づくり

- (1) 福祉教育の推進
- (2) 福祉を担う人材の育成

基本目標 ②

みんなが参加し利用できる仕組みづくり

- (1) 住民参加・交流の場の充実
- (2) 子ども・子育て支援の充実
- (3) 生活支援サービス・見守り体制の推進
- (4) 生活困窮・就労支援体制の整備

基本目標 ③

みんなが心豊かで住みよい地域づくり

- (1) 交通・生活環境の確保
- (2) 相談・支援体制の充実
- (3) 権利擁護体制の推進
- (4) 健康・介護予防の推進
- (5) 災害時の避難支援体制の推進

第5章 基本目標と施策の展開

1 基本目標 ①

みんなで未来につなげる人づくり

(1) 福祉教育の推進

町民一人ひとりが地域福祉の必要性を理解し、行動することが地域福祉の発展につながります。将来の担い手となる子どもが、福祉について理解することも必要になります。

今後もボランティア活動や各種イベント、ホームページ等を通して、福祉に関する情報を発信することが必要です。

【町・社協の取り組み】

取り組み	内容	主体
住民の理解の促進	○各種イベントやボランティア活動を通して町民の理解を深めます。 ○福祉への関心を促すため、小中学校と連携し福祉教育を推進します。	町 社協
広報活動の推進	○広報誌やホームページを通して、広報活動を充実します。	町 社協

【町民・地域に期待すること】

- 幼少期から福祉教育に関心を持ち、日頃から高齢者や障がい者と会話をする機会を設けたり、交流する場に参加しましょう。
- 日常生活において、地域の活動に関心を持つように心がけましょう。
- 地域との交流を推進し、より多くの方が交流できる機会を創出しましょう。
- サロン活動等の必要性について、検討しましょう。

(2) 福祉を担う人材の育成

地域活動を担う民生委員のほか、町内会、老人クラブ等における役員の担い手不足が課題になっています。また、福祉や介護等の事業所においても、人材不足が深刻化しています。

福祉の担い手を確保する取り組みのほか、地域や関係機関と連携して、福祉に携わる人材の育成を進める必要があります。

【 町・社協の取り組み 】

取り組み	内 容	主 体
ボランティアの担い手の育成・拡充	○ボランティアを体験する機会やボランティア講座等の充実を図ります。 ○介護予防サポーターや認知症サポーター養成講座等により、地域の担い手確保に努めます。	町 社協
福祉団体の人材育成	○団体の運営を円滑化するため、人材の育成及び確保に努めるとともに、支援の内容を検討します。	町 社協
民生委員の活動支援	○定例会や日頃の活動を通して、民生委員の活動を支援します。	町 社協
介護人材の確保	○空知中部広域連合が開設する介護職員初任者研修、介護福祉士実務研修により、人材の発掘、確保に努めます。	町

【 町民・地域に期待すること 】

- 町内にどのような活動があるか関心を持ちましょう。
- 自分の地区の民生委員の名前や活動の内容を把握しましょう。
- ボランティア講座等に積極的に参加しましょう。

2 基本目標 ②

みんなが参加し利用できる仕組みづくり

(1) 住民参加・交流の場の充実

地域における支え合いを推進するにあたり、人とのつながりを持つことが基本になります。そのためには、地域活動への住民の関心を高め、支え合いの取り組みを強化することが重要です。

地域活動のつながりとなるサロン活動や社会参加の機会の拡大に向け、高齢者や障がい者の多様性と自主性を尊重しながら活動の推進を図ります。

【 町・社協の取り組み 】

取り組み	内 容	主 体
地域への支援	○ふれあい・いきいきサロン事業や小地域ネットワークの活動を推進し、地区におけるコミュニティ強化を図ります。 ○町内会活動の課題を把握するとともに、課題解決に向けて、今後のあり方を検討します。	町 社協
社会参加の支援	○高齢者の就業機会やボランティア活動を通して、生きがいや社会参加の促進を図ります。 ○障がい者等の各種団体への支援や行事を通して関心を高め、相互理解や交流を図ります。	町 社協

【 町民・地域に期待すること 】

- 地域の行事や町のイベント等に積極的に参加しましょう。
- 地域の困りごとを把握し、できることがあればお互いに助け合いましょう。
- 身近な地域におけるサロン活動について、参加や企画を検討してみましょう。
- 障がい者に対する偏見をなくし、障がいの理解を深めましょう。

(2) 子ども・子育て支援の充実

近年、核家族化の進行や働き方の多様化により、家庭や地域の子育てを取り巻く環境は目まぐるしく変化しており、子育て世代の方が安心して育児を行うことができる環境づくりが必要です。

子育て支援の体制整備は、家庭のみならず、地域や企業、行政等が一体となって検討することが重要です。

【町・社協の取り組み】

取り組み	内容	主体
子育て世代包括支援センターの運営	<ul style="list-style-type: none"> ○妊産婦及び乳幼児の現状を把握し、妊娠、出産、子育てに関する相談に応じます。 ○関係機関と連携を図りながら、切れ目のない支援を行います。 	町
地域における子育て支援	<ul style="list-style-type: none"> ○子育てや保育サービスを効果的に提供し、ネットワークの構築を図ります。 ○子育て世帯の孤立感の解消や保護者間の交流の活性化に努めます。 	町
要保護児童等への取り組みの推進	<ul style="list-style-type: none"> ○要保護児童の早期発見や虐待防止に努めます。 ○ひとり親家庭の生活や障がいがある子どもの発達を支援します。 	町 社協

【町民・地域に期待すること】

- 子どもとのあいさつを通して、豊かな人間関係を築きましょう。
- 子どもの安全面に配慮しながら、地域で見守り、声かけをしましょう。
- 同じ子育てをする仲間同士で交流を深めましょう。

(3) 生活支援サービス・見守り体制の推進

地域のつながりが徐々に希薄化している状況から、介護保険や福祉サービスのほか、ボランティアなど生活支援サービスの充実が必要です。

今後も一人暮らしの高齢者や障がいがある方が増加することが見込まれることから、声かけ、安否の確認など、地域住民を含めた支援体制の構築が求められています。

【 町・社協の取り組み 】

取り組み	内 容	主 体
早期発見、早期対応	<ul style="list-style-type: none"> ○日頃から支援を必要とする方の情報収集に努め、早期発見を図ります。 ○地域や関係機関との連携により、支援を要する方に速やかに対応するよう努めます。 	町 社協
地域の見守り体制の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○小地域ネットワークの活動や地域住民における見守り体制を推進します。 	町 社協
生活支援サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ○地域ケア会議において、地域の実態を把握しながらサービスの充実、必要なサービスについて検討します。 ○日常のちょっとした困りごとに対応できるようボランティアの確保に努め、支援の充実を図ります。 ○給食サービスを通じて、高齢者等の安否確認や食生活の改善を図ります。 ○地域住民や関係機関との連携を図りながら、重層的に支援ができる生活支援体制の整備を図ります。 	町 社協

【 町民・地域に期待すること 】

- 地域で見守り体制を構築できないか考えてみましょう。
- 日常の困りごとに対し、地域で解決できないか検討してみましょう。
- 隣近所で、ポストに新聞がたまっていたり、カーテンが開かない状況が続いていたら、早期の安全確認に向け、警察や町に連絡しましょう。

(4) 生活困窮・就労支援体制の整備

障がい者の就労は、意欲の向上や社会参加に止まらず、自立した生活に繋がります。
 障がい者の雇用を取り巻く環境は厳しい状況にあります。本人の意欲や障がいの特性に応じて、多様な働き方ができるような体制づくりが求められています。
 生活困窮者に対する支援も含め、今後、関係機関との連携強化を図ることが必要です。

【 町・社協の取り組み 】

取り組み	内容	主体
障がいがある方への就労支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ハローワークや商工会、サービス事業所等との連携により、障がい者の雇用確保を図ります。 ○障がい事業所で就労する方の意欲向上のため、特産品の販売や販路拡大のための支援を行います。 	町
ひきこもりの方への支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ひきこもり状態にある方について、必要な情報収集を行い、個々の状態に応じた支援ができるよう努めます。 	町 社協
生活困窮者への支援	<ul style="list-style-type: none"> ○生活困窮世帯に対し、生活の安定のため、生活費の貸し付けや支援等を行います。 	町 社協
関係機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> ○そらち生活サポートセンターや障がい者地域自立支援協議会との連携により、支援体制の強化を図ります。 	町 社協

【 町民・地域に期待すること 】

- 障がいに対する偏見をなくし、障がいの理解を深めましょう。
- 障がい者施設等で生産、製作された製品について、関心を持ちましょう。
- 地域に気になる方がいたら、民生委員や町に連絡しましょう。

3 基本目標 ③

みんなが心豊かで住みよい地域づくり

(1) 交通・生活環境の確保

高齢者や障がいがある方、子どもなど移動手段を持たない方が、安心して日常生活を送ることができるよう、地域の実情にあった交通手段を検討することが必要です。

また、住み慣れた地域で安心して生活するために、建物のバリアフリー化や冬期間における除雪についても、支援の充実が求められています。

【 町・社協の取り組み 】

取り組み	内 容	主 体
地域公共交通の運行	○地域公共交通や乗り合いタクシー、スクールバスの運行など、効率的かつ利便性の高い運営ができるよう取り組みを推進します。	町
交通費の助成	○障がい者が通所施設に通う交通費を助成することで、障がい者の自立や社会参加の促進を図ります。	町
バリアフリー化の推進	○公共施設の利便性向上のため、バリアフリー化を推進します。 ○高齢者や障がいがある方の住宅改修について、適宜相談に応じます。	町
除雪支援の継続	○冬期間の生活の安全を確保するため、高齢や障がい等によって、除雪が困難な方への支援を継続します。	町 社協

【 町民・地域に期待すること 】

- 公共交通の利用に困っている方がいたら、地域で協力して支援できないか検討してみましょう。
- 高齢や障がい等によって、自宅に手すりの設置や段差解消等が必要な場合、町に相談してみましょう。
- 隣近所で除雪に困っている方がいたら、地域で解決できないか考えてみましょう。

(2) 相談・支援体制の充実

地域で生活する高齢者や障がい者の生活上の課題、子育て等に悩みを抱える方の相談窓口について、今後も周知活動に努めるとともに、利便性の向上を図ることが求められています。

最近では、複雑な家庭環境、経済的なことから、生活課題が多岐に渡ることが多く、部署を超え、横断的に対応できる相談支援体制を構築する必要があります。

【 町・社協の取り組み 】

取り組み	内 容	主 体
相談窓口の体制整備	<ul style="list-style-type: none"> ○専門職の充実を図り、安心して相談できる支援体制の整備に努めます。 ○属性や世代を問わず、多岐に渡る相談に対して、横断的に対応できるよう、関係機関との連携に努めます。 	町 社協
身近な相談機関への支援	<ul style="list-style-type: none"> ○民生委員や障がい者相談員（身体・知的）が、地域住民のちょっとした相談に応じることができるよう、活動を支援します。 ○介護の経験がある方や現在、介護を行っている家族が語り合う家族会に対し、継続的な活動ができるよう必要な支援を行います。 	町 社協

【 町民・地域に期待すること 】

- 自分の地区の民生委員や町の相談機関等を確認しましょう。
- 介護や育児に悩んでいる方がいたら、話を傾聴したり、相談機関を紹介しましょう。

(3) 権利擁護体制の推進

認知症や障がい等によって物事を判断する能力が十分でない方が、地域で安心して生活できるよう、日常生活自立支援事業や成年後見制度の取り組みを強化することが求められています。

高齢者や障がい者、児童等に対する虐待について、早期発見、早期対応するためには、行政や関係事業所、地域が一体となって対応することが必要です。

【 町・社協の取り組み 】

取り組み	内 容	主 体
権利擁護の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ○困ったときにすぐに相談できるよう、相談窓口の周知を図ります。 ○制度をスムーズに利用できるよう、関係機関との連携を強化します。 ○中核機関の整備について、関係機関と今後の在り方を検討します。 ○「もしもの時」に備え、エンディングノートの活用を推進します。 <p>※第6章 成年後見制度の利用促進 (成年後見制度利用促進計画) を参照</p>	町 社協
虐待防止に向けた取り組み強化	<ul style="list-style-type: none"> ○虐待に関する相談窓口を周知し、早期発見、早期対応に努めます。 ○虐待の通報があった場合は、関係機関と連絡調整により、速やかに必要な措置を講じます。 ○地域全体で虐待に関する意識が高まるよう働きかけを行います。 	町 社協

【 町民・地域に期待すること 】

- 地域で金銭の管理に困っている方がいたり、不審な人が出入りする様子を見かけたら、町や社会福祉協議会に連絡しましょう。
- 怒鳴り声や悲鳴、物を投げる音が聞こえたら、「虐待」を疑い、町に連絡しましょう。
- 人生の最期を迎える前に、延命治療のことや財産の管理、葬儀等について、自分の意思を家族に伝えましょう。

(4) 健康・介護予防の推進

死因の上位を占める生活習慣病は、食生活や運動、ストレス等が深く関連することが多く、食生活の改善や食育の推進、運動習慣の定着が重要になります。

近年は平均寿命よりも、健康寿命を延ばすことが重要と言われており、住民自らが介護予防等を意識できる取り組みが必要です。

【町・社協の取り組み】

取り組み	内 容	主体
生活習慣病の発症 予防及び重症化予 防	○健診受診率の向上や保健指導の充実に努めます。 ○生活習慣病予防のための取り組みを推進します。	町
健康づくり施策の 充実	○小中高生すこやか健診により、小児期からの健康づくりを推進します。 ○食生活改善推進員の活動、健康教室により、食生活の改善を図ります。 ○こころの健康に不安がある方が、スムーズに相談できるよう窓口体制の充実や周知に努めます。	町
感染予防対策の推 進	○医療機関との連携により、ワクチン接種体制等の充実に努めます。 ○感染予防対策の徹底に向けた取り組みを推進します。	町
介護予防の推進	○スマートエイジングをはじめとしたフレイル予防の取り組み強化により、住民意識の向上を図ります。 ○介護予防に向け、住民自ら活動できる働きかけを行います。	町 社協

【町民・地域に期待すること】

- 生活習慣病予防のため、日頃から食生活に気を付けるとともに、運動する習慣をつけましょう。
- 各種健康診断を受診し、早期発見、早期治療につなげましょう。
- 介護予防事業等に積極的に参加しましょう。

(5) 災害時の避難支援体制の推進

災害が発生したときの避難場所について、高齢者や障がいがある方、妊産婦等については、特に配慮することが必要です。

災害時の対応においては、災害ボランティアをはじめ、関係機関との連携強化により、強固な支援体制を構築することが求められています。

【町・社協の取り組み】

取り組み	内容	主体
防災意識の高揚	○地域全体で災害に備える意識の高揚を図ります。	町 社協
避難行動要支援者の避難支援体制の充実	○災害時登録要支援者台帳を定期的に更新し、災害発生時に的確に対応できるよう努めます。 ○避難行動要支援者の実態把握に努め、避難所での適切な支援につなげます。 ○災害発生時は、個人情報に配慮し、必要な情報交換、伝達に努めます。	町 社協
避難活動の推進	○地域における自主防災組織の活動を支援します。 ○災害時の協定について、円滑に発動できるよう情報の共有、連携強化に努めます。	町 社協
災害ボランティアセンターの整備等	○災害ボランティアセンターの設置、運営マニュアルに基づき、効果的に活動できるよう努めます。	町 社協

【町民・地域に期待すること】

- 「自分の命は自分で守る」という意識を持ち、災害に備えましょう。
- 災害時に備え、日頃から地域とのつながりを持ちましょう。
- 災害時登録要支援者台帳への登録について検討しましょう。

第6章 成年後見制度利用促進基本計画

1 計画策定の背景と位置づけ

成年後見制度は、認知症や障がいなどによって、判断能力が十分でない方の権利や財産を守る制度です。

全国的な利用状況は、近年、増加傾向にあります。利用する方はまだまだ少なく、今後、利用しやすい制度になることが目標とされています。平成28年5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行され、区市町村に対して、制度の促進に関する施策についての基本的な計画を定め、必要な体制の整備を講ずるように努めることが明示されました。また、平成29年3月には「成年後見制度利用促進計画」が閣議決定され、ノーマライゼーションなど基本的な考えが示されました。

このことを踏まえ、本町では「奈井江町成年後見制度利用促進基本計画」を策定し、制度の利用促進を図ることとします。

また、本計画は、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」第23条の「当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」として位置づけます。

2 成年後見制度の種類

成年後見制度には、判断能力が不十分になる前に手続きを行う任意後見制度と、判断能力が不十分になってから手続きを行う法定後見制度があります。

さらに、法定後見制度は、本人の判断能力に応じて、「補助」「保佐」「後見」の3つに分類されます。

3 成年後見制度の利用方法

成年後見制度を利用するためには、まずは家庭裁判所への申立てを行い、審判を受けて成年後見人を選任してもらう必要があります。申立てができる人は、本人、配偶者、4親等内の親族になります。

申立てにあたっては、申立書や診断書の提出のほか、手数料等が必要になります。

申立てをする人がいない場合は、町が窓口となって申立てをする「町長申立て」の方法もあります。

4 全国的な傾向

全国的な利用者数は近年増加傾向にあります。認知症高齢者等の人数と比較すると著しく少ない状況です。今後、認知症高齢者や一人暮らしの高齢者の増加が見込まれるなか、成年後見制度の必要性は高まっていくことが考えられ、誰もが利用しやすい制度になることが目標とされています。

5 奈井江町の現状

(1) 高齢者や障がい者の状況

令和7年3月末の当町の高齢者数は1,984人となっており、今後も減少傾向になることが見込まれています。高齢化率はほぼ横ばいですが、高齢者のみの世帯数は、今後も増加する見込みです。

このような状況のなか、「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」では、2020年の65歳以上の高齢者の認知症有病率は16.7%と言われており、当町の高齢者数で考えると350人程度が認知症の有病者と考えられます。

一方、当町における療育手帳、精神障がい者手帳の所持者数は横ばいですが、「親亡き後の問題」など将来的なことを見据え、安心して生活できる体制の整備が必要になります。

今後も成年後見制度のニーズは高まることが考えられ、理解の促進や支援する担い手の確保が課題になります。

(2) 成年後見制度の利用状況

町内では、14の方が法定後見を利用しています。任意後見は、現在のところ利用がありません。

	法定後見			
	後見	保佐	補助	
利用者数	14人	8人	4人	2人

※令和7年8月1日現在（札幌家庭裁判所）

(3) 日常生活自立支援事業の利用状況

福祉サービスの利用手続きや生活費の管理が難しい場合、「生活支援員」が訪問して日常生活費の管理や必要な手続きの支援を行います。相談の窓口は、奈井江町社会福祉協議会となっており、令和7年8月1日現在で1名の利用になっています。

(4) 市民後見人養成講座

平成28年度に市民後見人養成講座を開催し、当町の方が9名受講しました。今後のフォローアップ研修や活動の場の確保、新たな養成講座の開催方法について検討が必要です。

6 基本理念

「奈井江町地域福祉計画・地域福祉実践計画」の基本理念と連動し、すべての町民が、健康で安心して安全に生活できる地域社会を築くことができるまちづくりを目指し、次のとおり基本理念を定めます。

いくつになっても住み慣れた地域で、誰もが安心して暮らせるまちづくり

7 基本目標と施策の展開

基本目標 ① 制度の理解が広がる環境づくり

成年後見制度の理解が深まり、地域の見守りや声かけが積極的に行われることを目指すとともに、支援の担い手確保につながるよう周知を図る必要があります。

【 町・社協の取り組み 】

取り組み	内 容	主体
相談窓口の明確化	○相談窓口を明確化し、相談しやすい体制の整備を図ります。	町 社協
制度の広報・普及啓発	○関係機関と連携を図りながら、成年後見制度の周知、広報活動を行います。	町 社協
市民後見人の育成	○市民後見人のフォローアップ研修や活動の場の確保、新たな養成講座の開催について検討します。 ○組織において対応する「法人後見」の整備について検討します。	町 社協

基本目標 ② 地域で支援ができる仕組みづくり

支援が必要な方を早期に発見し、速やかな支援につながるよう、町や関係機関、地域が連携を図ることができるネットワークを構築することが求められています。

【町・社協の取り組み】

取り組み	内容	主体
ネットワーク構築に向けた検討	○支援が必要な方を早期に発見し、速やかに支援ができるよう、地域全体の仕組みづくりを検討します。 ○専門的な役割を担う中核機関の整備について、関係団体と今後の在り方を検討します。	町 社協

基本目標 ③ 誰もが安心して制度を利用できる基盤づくり

成年後見制度の利用にあたり、費用の負担能力がない方でも適切に利用できるよう支援することが求められています。

【町・社協の取り組み】

取り組み	内容	主体
町長申立ての実施	○利用の必要があっても、親族等による手続きができない場合、町長が申立てを行います。	町
申立て費用・後見報酬の助成	○本人、親族が申立て費用や後見報酬を負担できない場合、家庭裁判所の定める範囲内で費用を助成します。	町

第7章 再犯防止推進計画

1 計画策定の背景と位置づけ

犯罪や非行をした人の中には、高齢者や障がい者、薬物依存者、貧困や疾病等を抱えた方がおり、その中には、社会生活に馴染めず、立ち直りに多くの困難を抱えた末に、再び犯罪や非行に繋がる 경우가多く存在します。

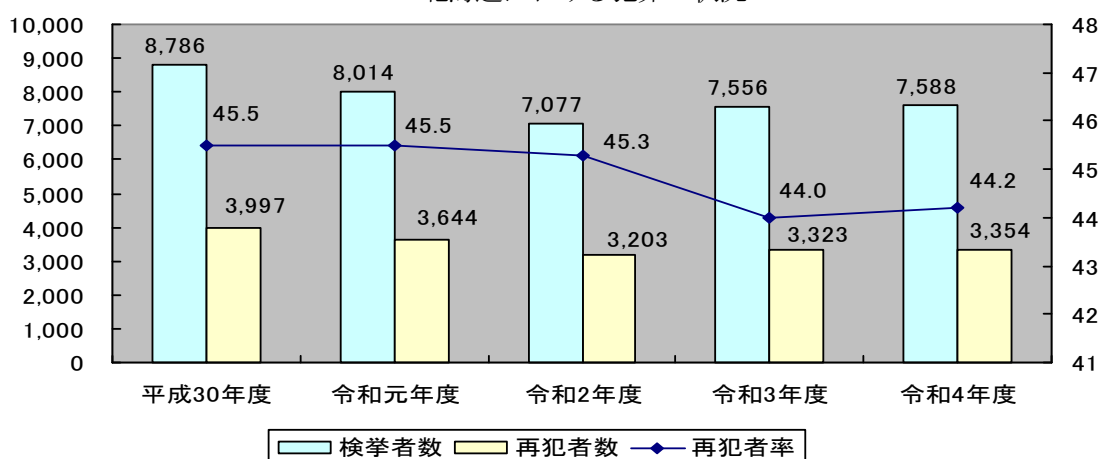
こうした方々の社会復帰や生活再建に向けた支援は、関係機関や団体、地域が連携しながら取り組むことが重要であり、その推進のため「再犯防止推進計画」を策定し、安心、安全に暮らすことができる地域社会づくりを目指します。

また、本計画は、再犯の防止等の推進に関する法律第8条に定める「地方再犯防止推進計画」として位置づけます。

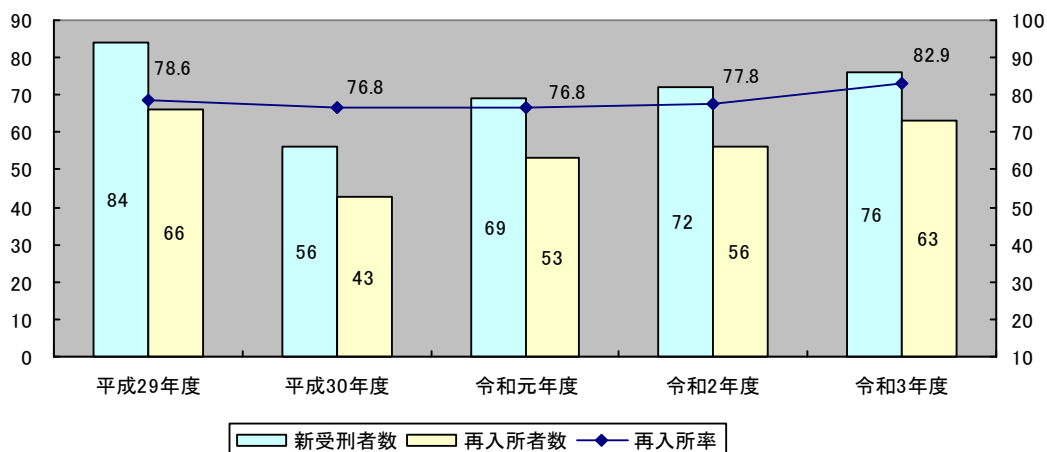
2 犯罪の状況等

北海道における刑法犯の検挙者数は8,000人前後で推移しており、そのうち再犯者率は約45%です。入所した高齢者のうち、令和3年では約8割の方が再入所となっています。

《 北海道における犯罪の状況 》



《 高齢者の再入所の状況 》



(第二次北海道再犯防止推進計画より抜粋)

3 基本理念

「奈井江町地域福祉計画・地域福祉実践計画」の基本理念と連動し、すべての町民が、健康で安心して安全に生活できる地域社会を築くことができるまちづくりを目指し、次のとおり基本理念を定めます。

いくつになっても住み慣れた地域で、誰もが安心して暮らせるまちづくり

4 基本目標と施策の展開

基本目標 ① 再犯防止につながる環境づくり

犯罪や非行の防止のほか、罪を犯した人の更生について、地域の理解を深める広報や啓発活動が求められています。

【町・社協の取り組み】

取り組み	内容	主体
相談窓口の周知	○再犯防止に関する各種相談窓口について、周知を図ります。	町 社協
関係団体の活動支援	○保護司会や更生保護女性会の活動を把握するとともに、活動の支援を行います。	町 社協

基本目標 ② 必要な支援ができる地域づくり

支援を必要とする人に適切な支援が届くように、地域や関係機関が連携を図ることができるネットワークの構築が求められています。

【町・社協の取り組み】

取り組み	内容	主体
ネットワーク構築に向けた検討	○支援を必要とする人を支えるため、地域住民や民生委員、関係機関等が連携しながら支援できるネットワークづくりを検討します。 ○罪を犯した人が地域で孤立することなく、社会や地域の一員として生活できる取り組みを推進します。	町 社協

基本目標 ③ 再犯を防止するための基盤づくり

再犯を防止するためには、生活基盤の安定を図ることが重要であり、関係機関との連携により、就労のための支援や住居の確保に努めます。

【町・社協の取り組み】

取り組み	内容	主体
就労のための支援	○関係機関との連携により就労支援を図り、生活の安定を目指します。	町 社協
住居の確保の支援	○広報等で公営住宅の募集等について周知するとともに、ホームページで民間アパートの空き状況等を情報提供します。	町

第8章 計画の推進体制

1 計画の周知・啓発

本計画を推進するうえで、計画の目指す方向性や取り組みについて、地域住民を含め、計画に携わる方々が共通の認識を持つことができるように、広報誌やホームページを活用しながら周知、啓発に努めます。

2 計画の点検・評価

本計画は、令和8年度から令和11年度までの4年間にわたる計画であり、地域課題や住民ニーズの変化等に柔軟に対応し、継続的な計画内容の検証、見直しを行い、次期計画の策定につなげます。

3 地域福祉推進に向けての役割分担

本計画を推進するためには、行政、地域住民、地域活動団体、社会福祉協議会、福祉サービス事業者等が、それぞれの役割を理解し、その役割を担うことが必要です。

本計画では、次のように役割分担し、地域福祉の推進を図ります。

(1) 行政の役割

地域福祉の向上を目指し、福祉施策を総合的に推進していく役割を担います。また、地域住民や関係団体等における自主的な取り組みを支援するとともに、行政内部においては、保健、医療、福祉分野をはじめ、教育、防災、交通など横断的な施策の推進を目指します。

(2) 地域住民、地域活動団体（ボランティア団体等）の役割

地域福祉活動を推進するためには、地域で生活する住民一人ひとりが福祉に対する意識や認識を高めることが大切です。そのためには、地域における様々な問題の解決に向け、日頃から地域の住民同士で声かけや挨拶、見守り等を行うことが必要です。

ボランティア団体等は、地域のニーズや実情に即した事業を展開し、活力ある地域づくりを推進することが期待されます。

(3) 社会福祉事業者等に期待される役割

福祉サービス等を提供する事業者は、利用者の自立支援に努めるとともに、サービスの質の向上が求められています。また、各事業者が持つ特性や専門性を生かしながら、地域福祉の推進や人材の育成を進めることが必要です。

今後、多様化する福祉ニーズに対応するため、新しいサービスの創出や福祉のまちづくりに積極的に参画することも期待されます。

(4) 民生委員・児童委員の役割

民生委員・児童委員は、身近な地域において、相談や困りごとを抱えた方に適切な支援を行い、安心して暮らせるまちづくりを進めるための重要な役割を担っています。高齢化や核家族化が進行するなか、今後も増大する様々な問題に対応するため、行政や社会福祉協議会、関係団体と連携し、身近な地域における支援活動を行うことが期待されます。

(5) 社会福祉協議会の役割

地域福祉を推進するための中心的な役割を担い、地域のニーズを把握し関係団体と連携を図るなど、地域福祉活動のコーディネート機能を果たします。

本計画の基本理念、基本目標を実現するため、地域活動への幅広い参加をはじめ、計画の各分野で大きな役割を担うことが期待されます。

資 料 編

第1期地域福祉計画・地域福祉実践計画の取り組み評価

社会福祉協議会において、取り組みを進めてきた、第1期地域福祉実践計画の取り組みごとの評価は次のとおりです。

第1期地域福祉計画・地域福祉実践計画評価

基本理念			総合評価	
いくつになっても住み慣れた地域で、誰もが安心して暮らせるまちづくり			41/60	
基本目標	施策	実施事業	施策評価	
みんなで未来につなげる人づくり	福祉教育の推進	広報誌発行事業	2	
		社会を明るくする運動事業	2	
	福祉を担う人材の育成	ボランティアセンター事業	2	
		福祉団体支援事業	2	
みんなが参加し利用できる仕組みづくり	住民参加・交流の場の充実	ふれあい・いきいきサロン事業	2	
		ふれあい広場事業	2	
		共同募金運動事業	2	
		社会福祉団体助成事業	2	
	生活支援サービス・見守り体制の推進	生活支援サービス・見守り体制の推進	生活支援コーディネーター事業（生活支援体制整備事業）	2
			在宅高齢者給食サービス事業	2
			ちょこっとボランティア事業	1
			車いす貸出サービス事業	3
			小地域ネットワーク「たすけあいチーム」事業	2
	救急医療情報キット普及事業		2	
	生活困窮・就労支援体制の整備	生活資金貸付事業	2	
歳末見舞金支給事業		3		
みんなが心豊かで住みよい地域づくり	交通支援・生活環境の確保	葬祭壇貸出事業	3	
	相談・支援体制の充実	心配ごと相談所事業	2	
	権利擁護体制の推進	日常生活自立支援事業	2	
	災害時の避難支援体制の推進	災害ボランティアセンター事業	1	

.....
 0 できていない 1 あまりできていない 2 概ねできている 3 できている

地域福祉計画・地域福祉実践計画における社会福祉協議会の事業

本計画において奈井江町社会福祉協議会が計画に基づいて実践する事業は次のとおりです。

基本目標	施策	事業名
1. みんなで未来につなげる人づくり	(1) 福祉教育の推進	広報誌発行事業
		社会を明るくする運動事業
	(2) 福祉を担う人材の育成	ボランティアセンター事業
		赤十字奉仕団支援事業
		シルバーセンター事業
2. みんなが参加し利用できる仕組みづくり	(1) 住民参加・交流の場の充実	ふれあい・いきいきサロン事業
		ふれあい広場事業
		共同募金運動事業
		社会福祉団体支援事業
	(2) 生活支援サービス・見守り体制の推進	生活支援コーディネーター事業 (生活支援体制整備事業)
		在宅高齢者給食サービス事業
		ちょこっとボランティア事業
		車いす貸出サービス事業
		小地域ネットワーク「たすけあいチーム」事業
		救急医療情報キット普及事業
	(3) 生活困窮・就労支援体制の整備	生活資金貸付事業
		歳末見舞金支給事業
	3. みんなが心豊かで住みよい地域づくり	(1) 交通支援・生活環境の確保
(2) 相談・支援体制の充実		心配ごと相談所事業
(3) 権利擁護体制の推進		日常生活自立支援事業
(4) 災害時の避難支援体制の推進		災害ボランティアセンター事業

基本目標1 みんなで未来につなげる人づくり

(1) 福祉教育の推進

事業名	内容
広報誌発行事業	「社協だより」の発行を各事業の実施事業に合わせた、よりPR効果のある読みやすい誌面に改めるとともに、広報誌と連動したホームページの充実に努めます。
社会を明るくする運動事業	犯罪や非行のない、安心安全な地域社会づくりや、再犯防止に向けた支援を目的として、砂川地区保護司会との協調により、社会を明るくする運動に合わせて、学校訪問やパンフレット配布等の普及活動を行います。

(2) 福祉を担う人材の育成

事業名	内容
ボランティアセンター事業	ボランティアセンターを拠点として、登録団体による日常のボランティア活動を推進するほか、除雪ボランティア等、町内団体の統一した活動を実施します。また、関係団体への助成や研修事業、ボランティアニュースの発行による啓発活動を行います。
赤十字奉仕団支援事業	災害時の避難所の活動や子供たちの見守り等、町民に対する身近な奉仕活動を行っている赤十字奉仕団の取り組みを支援するとともに、広く町民にも呼びかけながら、赤十字安全法講習会等の研修を行います。
シルバーセンター事業	健康で働く意欲のある高齢者が、その経験や技能を持って生きがいをづくりや健康増進を目的に、家事援助や草刈除草、除排雪等の生活を支える取り組みを行っています。登録者の高齢化が進む中、ないえ共奏ネットワークが実施する仕事コンビニと連携を図りながら、町民ニーズに対応します。

基本目標2 みんなが参加し利用できる仕組みづくり

(1) 住民参加・交流の場の充実

事業名	内容
ふれあい・いきいきサロン事業	住民同士の支え合いにより、高齢になっても住み慣れた地域で、社会参加や健康づくりができるよう、参加者が自主的に企画、運営する活動を側面から支援を行います。
ふれあい広場事業	町内の福祉施設や協力団体とともに、ないえ産業まつりに参加し、チャリティーバザーや授産施設の製品販売、さらには子供たちが福祉を学び、体験するコーナーを設けるなど、地域住民が福祉とつながる交流を図ります。
共同募金運動事業	町共同募金委員会の事業計画に基づき募金活動を推進し、高齢者や児童・青少年の活動、ボランティア事業等への支援を行うほか、歳末たすけあい運動による生活困窮者等への支援を行います。
社会福祉団体支援事業	地域における高齢者の生きがいや社会貢献の場となる老人クラブの活動を支援するとともに、子ども会育成連絡協議会、身障福祉協会、女性団体連絡協議会等の活動に対して助成を行います。

(2) 生活支援サービス・見守り体制の推進

事業名	内容
生活支援コーディネーター事業（生活支援体制整備事業）	ふれあい・いきいきサロンの推進や介護予防サポーターの活動の場を展開します。また、各地区への訪問アンケート調査の実施により、町内における高齢者等の生活課題を把握し、併せて地域福祉を担う人材の育成、新たな支え合いの仕組みの構築を目指します。
在宅高齢者給食サービス事業	独居高齢者や高齢者世帯等、日常生活が不自由な方に対し給食サービスを行い、食生活の改善を通じて健康保持を図り、利用者の安否の確認や孤独感を和らげるなど在宅の生活の支援を行います。

事業名	内容
ちょこっとボランティア事業	高齢者等が日々の生活で感じる掃除やゴミ出し等のちょっとした困りごとに対処し、安心して暮らすことができるよう、ちょこっとボランティアの育成・登録を進めつつ、低廉な価格で実施する事業の仕組みをPRして利用の促進を図ります。
車いす貸出サービス事業	在宅でケガや疾病などにより、一時的に車いすを必要とする方に車いすの貸し出しを行います。
小地域ネットワーク「たすけあいチーム」事業	ひとり暮らしの高齢者や障がい者等が地域で安心して暮らせるよう、各地区の事情に即した見守りや交流等の活動に対して支援を行います。
救急医療情報キット普及事業	高齢者等が病状の悪化により救急車を呼ぶ事態において、発見した近親者や救急隊員が本人の医療情報等をいち早く知り得るよう「救急医療情報キット」の普及を進めるとともに、健康状態等の変化による記載内容の修正を呼びかけます。

(3) 生活困窮・就労支援体制の整備

事業名	内容
生活資金貸付事業	低所得者のやむを得ない事情による、一時的な生活資金の不足時に対応するため、町内居住の被生活保護者や要保護世帯等に対し、緊急生活資金の貸し付けを行います。
歳末見舞金支給事業	町内の生活困窮者や社会福祉施設に対し、町民の善意に基づく寄附金及び歳末たすけあい募金を歳末見舞金として支給します。

基本目標3 みんなが心豊かで住みよい地域づくり

(1) 交通支援・生活環境の確保

事業名	内容
葬祭壇貸出事業	親族の負担軽減と町内で葬儀に参列する町民の利便性に寄与することを目的に、交流プラザみなクルにおいて、低廉な料金で葬祭壇の貸し出しを行います。

(2) 相談・支援体制の充実

事業名	内容
心配ごと相談所事業	町民の日常生活上の問題に関わる身近な相談窓口として、心配ごと相談所を開設するとともに、支援を必要とする方には、状況に応じて行政や専門機関へ繋げる対応をします。

(3) 権利擁護体制の推進

事業名	内容
日常生活自立支援事業	困り感のある高齢者や障がい者の方が地域で安心して暮らせるよう、福祉サービスの利用手続きや金銭管理などの支援を行います。

(4) 災害時の避難支援体制の推進

事業名	内容
災害ボランティアセンター事業	大規模災害等が発生した際に、ボランティアによる被災者支援を円滑に実施するため、その対応のノウハウを学びながら、町との協定に基づき災害ボランティアセンターの運営を行います。

奈井江町地域福祉計画等策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づき、奈井江町地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）及び奈井江町地域福祉実践計画（以下「実践計画」という。）を策定するため、奈井江町地域福祉計画等策定委員会（以下「委員会」という。）の設置について、必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域福祉計画及び実践計画の策定に関すること
- (2) 地域福祉の総合施策推進に関すること

(組織)

第3条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 福祉、保健、教育の代表者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) その他町長が必要と認めた者

2 委員の任期は、委嘱の日から地域福祉計画及び実践計画の策定を完了するまでとする。

(報酬)

第4条 委員会の委員は、無報酬とする。

(運営)

第5条 委員会には委員長及び副委員長を置き、委員の互選とする。

- 2 委員長は、会務を処理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(守秘義務)

第7条 委員会において知り得た秘密は、他に漏らしてはならない。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、奈井江町保健福祉課及び奈井江町社会福祉協議会事務局で処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年3月1日から施行する。

地域福祉計画等策定委員会開催状況

1 委員の構成

(敬称略)

区分	所属団体	氏名	備考
福祉・保健・ 教育の代表者	ないえ福祉会	草 莉 良 太	
	北海道拓明興社	菅 野 郁 子	
	日本介護事業団	斎 藤 美 貴 子	
	SOMPOケア奈井江	吉 田 麻 美	
	社会福祉協議会	萬 博 文	
	子ども・子育て会議	近 藤 太 一	
	PTA連合会	今 野 道 展	
関係団体の 代表者	民生（児童）委員協議会	大 櫛 哲 行	
	老人クラブ連合会	沖 野 順 一	副委員長
	ボランティア活動連絡協議会	清 野 康 弘	委員長

2 委員会の開催状況

年 月 日	協 議 の 内 容
令和 7 年 7 月 23 日	第2期 地域福祉計画の策定に向けて
令和 7 年 12 月 16 日	第2期 地域福祉計画の素案について

奈井江町地域福祉計画・地域福祉実践計画

第2期（令和8年度～令和11年度）

発 行 者 奈井江町・奈井江町社会福祉協議会

編 集 奈井江町 保健福祉課 福祉係

〒079-0392

北海道空知郡奈井江町字奈井江 11 番地

電話 0125-65-2119 FAX 0125-65-2809

E-mail fukushi@town.naie.lg.jp

社会福祉法人 奈井江町社会福祉協議会

〒079-0313

北海道空知郡奈井江町字奈井江 11 番地

電話 0125-74-7031 FAX 0125-74-7032

E-mail naieshakyou@pure.ocn.ne.jp

発 行 令和8年3月